

横断歩行者保護宣言事業所プラス

～参加事業者募集中～

あなたの事業所も「横断歩行者保護宣言事業所プラス」に加盟し「交通事故のない やすらぎの 大和路づくり」を目指しましょう！

【背景】

道路交通法第38条では、「横断歩道を横断しようとする歩行者があるときは、横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければならない」旨規定されているにもかかわらず、JAF調査によれば、「信号機のない横断歩道」の車の一時停止率は、56,7%(全国平均)であり、いまだに約4割の車が止まらず、横断歩道における歩行者優先の交通ルールが徹底されていない状況にあります。

また、令和3年4月には、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部が改正され、信号機のない場所での横断について「手を上げるなどして運転者に横断の意思を明確に伝える」とことと歩行者が自らの安全を守るための交通行動を推進していく必要があることから、

- 運転者は、横断歩道における歩行者優先のルールを実践する
- 歩行者は、
 - ・ 手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること
 - ・ 安全を確認してから横断を始めること
 - ・ 横断中も周りに気をつけること
 - ・ 渡り終えたら運転者にお礼（会釈等）をすること

など、交通事故のない社会を作るためには運転者と歩行者双方が安全行動を実践する必要があります。そこで、交通事故抑止対策の一つとして、「横断歩行者保護宣言事業所プラス」を広めようとするものです。

【横断歩行者保護宣言事業所プラスとは】

県内の加盟事業者の従業員が、運転者として「横断歩道における歩行者優先」を実践することに加え、歩行者として道路を横断する際に積極的に手を上げる等、自らの安全を守るための交通行動に取り組む事業所を言います。

「横断歩行者保護宣言事業所^{あかし}プラス」には、「横断歩行者保護宣言事業所プラスの証」を交付し、事業所内に掲示する等して社員等に「横断歩行者保護」と歩行者として道路を横断する際に積極的に手を上げる等、自らの安全を守るための交通行動を実践してもらいます。

※ 証については、A4用紙
でのお渡しとなります。

